

中国最新法律 Newsletter

Vol.46



Contents

1

国際法務

中国の生態環境法典と企業への影響
～新たなステージに入った環境規制～



2

国際法務

日中間の国際相続における法的課題と実務対応



3

新法紹介

1. 行政不服申立法実施条例
2. 反外国不当域外管轄条例
3. 汚職賄賂刑事案件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）
4. 国務院の産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する規定
5. 小型個人情報取扱者に関する個人情報保護簡素化措置規定（意見募集稿）



4

中国からの風便り

上海からワールドメジャーへ



中国の生態環境法典と企業への影響

～新たなステージに入った環境規制～

弁護士 大江橋法律事務所
弁護士 竹田 昌史

PROFILE

一、生態環境法典の全体像

1. はじめに

2026年3月12日、第14期全人代第4回会議において、「中華人民共和国生態環境法典」（以下、「本法典」という。）が可決され、同日付で公布、同年8月15日に施行されることになった。本法典は、合計1242条の条文で構成されており、中国では「民法典」に次いで2番目の「法典」となる。

本法典は、全体として企業への規制を統一的に整備し、その法的責任を強化する内容となっており、業界を問わず中国で事業を展開する日本企業への影響が大きいいため、その全体像と幾つかの留意点を解説する。

2. 全体像

本法典は、総則編、汚染防止編、生態保護編、グリーン・低炭素発展編、法律責任及び附則編の合計5編から構成されている。総則編では、本典全体に適用される原則が規定されており、生態環境影響評価制度も総則編に規定されている。汚染防止編では、大気汚染防止、水質汚染防止、土壤汚染防止等、従来、「大気汚染防止法」、「土壤汚染防止法」といった個別法規で規定されていた内容が整理・統合されており、中国で事業を展開する企業にとっては重要性が高いといえる。生態保護編では、自然資源の保護や野生動植物の保護、黄河・長江、高原といった重要地域の重点保護等を定めている。グリーン・低炭素発展編では、循環経済、省エネとグリーン・低炭素への転換、気候変動への対応を定めている。当該編は全体的に原則的な規定に留まるものの、地球規模の課題に対する中国の方針を初めて統一的に法制化した点は非常に重要な意味があると思われる。最後に法律責任及び附則編では、金額、人的範囲、処罰の程度等、様々な角度から法的責任の強化が図られている。

従来、中国の環境規制は、個別の関連法規が独立して存在し、各法規間での重複や不統一も見られたが、本法典で

は、合計10本の関連法規が廃止・統合され、その他の関連法規の一部規定も吸収されている。しかし、それは過去の関連法規の単なる寄せ集めではなく、「生態環境」という新しい基本概念を軸にして、中国の環境関連規制を新しいステージに進化させたと考えるのが適切と思われる。以下では、企業が知っておくべき留意点の幾つかについて解説する。

二、企業が知っておくべき留意点

1. 管理監督機関の統一

従来の環境関連法規では、複数の行政機関による主管分野の重複等がみられたため、企業にとって分かりにくいものになっていた。これに対し、本法典では、国务院生態環境主管部門が全国の生態環境保護業務を統一的に管理監督し、統一的に政策計画基準を制定し、統一的にモニタリングし、統一的に監督執行し、統一的に検査及び責任追及を行う「五つの統一」が明文化された。

2. 生態環境影響評価

環境への影響評価については、従来も「環境影響評価法」があり、同法が定める一定の都市計画や環境に影響を及ぼす建設プロジェクトに対して環境影響評価の実施が義務付けられ、環境影響評価を経ない計画及び建設プロジェクトの着工はできなかった。これに対し、本法典では、従来の環境影響評価法で定める限定を取り払うことで環境への影響評価の実施が義務付けられる範囲を拡大した。また本法典の名称からもわかる通り、本法典では「環境」から「生態環境」¹という単なる自然環境に限定されない包括的な基本概念が導入されたことにより、生態環境への影響評価の実施が義務付けられる範囲が拡大することが予想される。

更に建設プロジェクトにおける生態環境影響報告書に記載する事項の一つとして、当該プロジェクトに対する

¹ 「生態環境」とは、人類の生存及び発展並びに生態系の機能に影響を及ぼす各種の天然又は人による改造を経た自然的空間、自然的要素及びそれらが相互に結び付き、作用する総体をいい、大気、水、海洋、土地、鉱物資源、森林、連峰、草原、

湿地、氷河、高原、砂漠、野生生物、自然遺跡、人文遺跡、自然保護地、都市および農村などを含む（本法典第2条）。

排出管理の実施計画の記載が新たに義務付けられた。中国で工場を持つ日系企業が依然として多い中で、工場稼働の工程で出てくる汚染物質の排出処理及び管理は重要な問題であり、上記項目の追加は企業にとって留意すべき内容の一つと思われる。

3. 化学物質汚染のリスク管理

化学物質汚染のリスク管理については、従来、新化学物質環境管理登記弁法といった行政部門規則に基づき管理されていたが、本法典の制定により法律レベルで規制することが明記された。その中でも、事前登録を経なければその生産及び輸入ができない新化学物質の環境管理登記制度は企業の関心も高いが、本法典においても、新化学物質を生産、輸入する企業による事前登録が義務付けられ、事前登録がない新化学物質の生産、輸入、更にそれらを使った製品の生産が禁止されている。

更に新化学物質の事前登録制度違反に関する法的責任が強化されている。具体的には、従来は未登録の新化学物質の生産、輸入、使用加工に対しては、1万元以上3万元以下の罰金とされ、情状が重い場合には1年間の登記申請の不受理処分とされていた。これに対し、本法典では、改善命令と共に20万元以上100万元以下の罰金とされ、もし改善命令に従わなければ、100万元以上200万元以下の罰金及び生産制限命令に処せられ、更に情状が重い場合には新化学物質の登記証書の抹消、営業停止、閉鎖に処せられる。

4. 企業によるEPRの強化

EPRとは、生産者が、その生産した製品が使用、廃棄された後も適切なリユースやリサイクル、処分について一定の責任を負う考え方を指し、拡大生産者責任 (Extended Producer Responsibility) と言われている。本法典でも、企業のEPRに関する規定が定められている。例えば、法に基づく強制回収品目リストの製品及び包装物を生産、販売、輸入する企業は、国の規定に基づく回収の実施、再利用、一定条件下での無害化措置が義務付けられている。更に、電器電子機器、自動車、鉛蓄電池、動力電池等の製品生産

者は、自ら又は外部委託方式を通じて製品販売量に相応する廃棄製品の回収システムを構築し、公開のうえで有効な回収及び再利用を実現することが義務付けられている。日系企業の中にはこれらの分野に関わる企業が多いことから、自社製品の回収、再利用の仕組みについて改めて検証が必要となると予想される。

5. 責任強化

本法典では、上記のような新たな規制の強化に合わせて、違反した場合の法的責任も重くなっている。具体的には、第5編の法的責任及び附則では、企業・事業単位、その他の生産経営者及び個人が環境を汚染し、生態を破壊し又はその他法で定め状況に該当する場合、その法的責任を負い、環境汚染、生態を破壊する事故又はその他法で定める状況に該当する場合、当該企業等の法定代表者、主要責任者、直接の管理責任者及びその他の直接責任者が法的責任を負うものとされている。そのため、本法典の違反が環境汚染を伴う事故に発展した場合には、法定代表者を含めて法的責任を負う可能性がある点は注意が必要となる。

更に、上記のような環境汚染、生態を破壊する事故が発生し、情状が特別に重い場合、生態環境保護の管理監督部門が、法定の罰金額の2倍以上5倍以下の懲罰的罰金を科すことが認められている。このような懲罰的処分を定める点も、本法典の重要性を裏付けるものといえる。

三、最後に

今年の8月から本法典が正式に施行されることにより、外資・内資企業を問わず、中国で事業を行う企業の環境規制対応に少なからず影響することが予想される。特に中国に生産拠点を有する日本企業は、中国の環境関連規制が新たなステージに入ったことを認識し、中国拠点の法令遵守状況を検証しなおす必要があると思われる。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス : info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。



第1 急増する日中国際相続の現状

現代において、日本国内における中国籍の在留外国人は増加の一途を辿っており、また中国に居ながら日本に資産を有するケースも少なくありません。また日本人が中国に駐在し、現地で銀行口座を開設したり、不動産を所有したりするケースも一般化しています。

このような背景から、被相続人（亡くなった人）または相続人（遺産を受け継ぐ人）のいずれかが日中双方にまたがっている、あるいは相続財産が双方の国に分散している「日中間の国際相続」の発生件数が急増しています。

第2 国際私法による準拠法決定

日中間にまたがる相続が発生した際、最初に解決すべきなのが、どこの国の法律を適用して、誰が相続人であるか、いくら相続分があるかを定めるべきかという準拠法の決定問題です。

この問題を解決するため、各国はそれぞれの国内法として国際私法を定めています。日本においては「法の適用に関する通則法」（以下「通則法」といいます）がこれに該当し、中国においては「中華人民共和国涉外民事法律関係適用法」（以下「涉外民事法律適用法」といいます）」がその役割を担っています。日本と中国では、この国際私法が採用している根本的な原則が異なります。

1 日本の原則である「相続統一主義」

日本の通則法第36条は、「相続は、被相続人の本国法による」と定めています。これは、被相続人の国籍（本国法）を唯一の基準とし、財産の種類（不動産か動産か）や、その財産が世界中のどこの国に存在しているかに関わらず、すべての遺産を一元的にその本国法に委ねる方法であり、「相続統一主義」と呼ばれる考え方です。したがって、被相続人が日本国籍であれば原則として日本の民法、中国国籍であれば原則として中国の民法典が適用されます。

2 中国の原則である「相続分割主義」

これに対して、中国の涉外民事法律適用法第31条は、以下の通り規定しています。

「法定相続は、被相続人の死亡時の常居所地法を適用する。但し、不動産の法定相続は、不動産所在地の法律を適用する。」これは「相続分割主義」と呼ばれる考え方であり、遺産を、現金、預貯金などの動産と不動産の2種類に明確に区分し、それぞれ異なる基準で準拠法を決定します。

動産：被相続人が死亡したときに生活の拠点としていた場所の法律（常居所地法）

不動産：その不動産が物理的に存在している国の法律（不動産所在地法）

3 反致の成立と実務上の帰結

このように、日本（相続統一主義）と中国（相続分割主義）の間でルールが食い違っているため、実際の事案では、双方の法律が他方を指定し合う反致という現象が発生し、最終的な適用法律が確定します。

ケースA：日本に長年居住していた中国籍の者が亡くなった場合（在日中国人の相続）

日本法：通則法36条に基づき、被相続人の本国法である「中国法」が準拠法となります。

中国法：中国の涉外民事法律適用法31条により、動産（日本の預金など）については、死亡時の常居所地である「日本法」が準拠法となります（中国法から日本法へ送り返される）。

不動産（日本のマンションなど）：不動産の所在地である「日本法」が準拠法となります（同様に日本法へ送り返される）。

結論：日本の通則法41条は、外国法によって日本法が指定された場合（反致）は日本法に従うと定めています。そのため、このケースでは動産・不動産ともに日本の民法が準拠法となります。

ケースB：日本国籍の者が、中国国内に不動産や預金口座を残して日本で亡くなった場合

日本法：通則法36条に基づき、被相続人の本国法である日本法をすべての財産の準拠法として指定します。

中国法：中国国内にある遺産を動かすためには、当然に中国の行政機関や銀行の手続きを経る必要があります、中国側は自国の国際私法を適用します。

動産（中国の銀行にある預金）：死亡時の常居所地（日本）の法律、すなわち「日本法」を適用します。これは日本の通則法とも一致します。

不動産（上海のコンドミニアムなど）：中国の涉外民事法律適用法31条の但し書きにより、不動産所在地法である「中国法」が準拠法として適用されます。

結論：この場合、一人の被相続人の相続であるにもかかわらず、「中国の預金は日本の民法で分け、中国の不動産は中国の民法典で分ける」という、法域の完全な分断が発生することになります。

第3 日中実体法の相違

国際私法により、特定の財産（例：中国国内の不動産など）について中国法が準拠法として指定された場合、日本の相続法とは異なる処理が必要となります。現在の中国における相続の実体法は、2021年に施行された「中華人民共和国民法典」の第六編（相続編）が適用されます。日本の民法と比較した際、実務上特に重要な相違点は以下の2点です。

1 「父母」が第1順位の法定相続人

日本の民法では、被相続人に配偶者の他、子供（またはその代襲相続人）がいる場合、子供が第1順位となり、直系尊属である「親（父母）」は第2順位となるため、子供がいる限り親に相続権が発生することはありません。

しかし、中国民法典第1127条は、法定相続人の順位を次のように規定しています。

遺産は次の順位に従って相続する。

第1順位：配偶者、子、父母

第2順位：兄弟姉妹、祖父母、外祖父母

ここに含まれる最大の差は、「配偶者」「子」だけでなく、被相続人の「父母」も全員が並列で「第一順位」の相続人になるという点です。

【日本民法の法定相続（子らが居る場合）】

配偶者（1/2） + 子ら（1/2） —— 親には一切相続権なし

【中国民法典の法定相続（子らが居る場合）】

配偶者 + 子ら + 父母 —— 全員が「第一順位」として対等な割合で遺産を分割

日本国籍で以前中国に駐在していた方（既婚、子供あり）が中国の拠点に不動産を所有したまま亡くなり、その時点で日本にいる実の親（高齢）が健在であったとします。中国の不動産は中国法が準拠法となるため、この不動産の法定相続人は「配偶者」と「子供」だけでなく、「日本の高齢の親」も加えた全員になります。

仮にこの遺産（中国の不動産）を配偶者や子供の名義に一本化したい場合、日本の親にも遺産分割協議（中国法上の遺産分割合意）に参加してもらい、「私は相続しません」という意思表示（相続放棄または持分譲渡）を法的に証明してもらわなければなりません。もしこの段階で親が認知症などを患っており、有効な意思表示ができない状態であれば、中国の不動産の名義変更手続きは大変面倒なことになります。

さらに手続きを放置している間にその親が亡くなった場合、親が持っていた中国不動産の潜在的な相続権（持分）は、親の子供たち（被相続人の兄弟姉妹）へと数次相続されていき、関係する登場人物がネズミ算式に膨れ上がって取捨がつかなくなります。

2 代襲相続の対象が「兄弟姉妹の子（甥・姪）」へ拡大

中国民法典の制定に伴い導入された重要な変更点として、代襲相続の範囲の拡大があります。日本法では、兄弟姉妹が先に亡くなっていた場合の代襲相続は「甥・姪（兄弟姉妹の子）」までで一代限りでストップします。

中国法でも従来は「子の直系卑属」のみが代襲相続人でしたが、新民法典第1128条第2項により、「被相続人の兄弟姉妹が被相続人より先に死亡した場合は、その兄弟姉妹の子が代襲相続する」と明記されました。これにより、被相続人に子供や親がおらず、兄弟姉妹が相続人となるケース（第2順位の相続）において、中国国内にある資産の相続関係者を特定・探索する難易度が飛躍的に上昇することになりました。

第4 戸籍制度の不完全な社会での「公証実務」

日本国内の相続であれば、市区町村役場で戸籍謄本を地道に遡って集めれば、誰が被相続人で、誰が唯一の法定相続人であるかを公的に証明できます。

しかし、中国には日本の戸籍制度に相当するような出生から死亡までの親族関係をシームレスに公証する制度が存在しません。この戸籍制度の不完全な社会で関係書類をやり取りすることが、日中相続の実務的な最大関門となります。

1 中国における「戸口簿」の限界

中国にも「戸口」と呼ばれる戸籍制度という制度は存在します。しかし「戸口簿」は公安局が管轄する人ごとの現住所や居住実態を管理するための台帳です。ある人が結婚して別の都市に移住したり、就職して独立したりすると、古い戸口簿から除籍され、新しい戸口簿が作成されます。結婚した場合に配偶者が誰かは記載されますが、仮に離婚した場合には以前の配偶者の情報は削除されてしまいます。そのため、日本の戸籍謄本のように「この被相続人には、過去にも現在にも、この子供以外に子供は一人も存在しない」という消極的事実の証明が戸口簿だけでは絶対にできない仕組みになっています。

2 公証処における公正証書

戸口簿で証明できない以上、中国の行政や銀行、あるいは日本の法務局（中国籍の被相続人が日本に残した不動産の登記移転など）に対して親族関係を証明するため、中国現地の公証処にて公正証書を作成してもらう場合が多いです。

ただ日本の相続人が、中国の公証処に「親族関係公証書を作ってほしい」と申請しても、公証処は手ぶらでは発行してくれません。公証人を納得させるための「客観的証拠」を、申請者側が提示する必要があり、これらは公安局において可能な範囲で戸口簿などを取得してつなぎ合わせていくことになります。

しかし、被相続人が何十年も前に日本に渡って帰化しており、中国側の記録が破棄されているケースや、中国の親族（第一順位となる父母）と長年音信不通であり、彼らの現在の身分証明書のコピーすら手に入らないケースでは、証拠が揃わずに公正証書の申請が却下されてしまいます。書類が出なければ、日中双方の資産の名義変更手続きは完全にストップしてしまいます。

3 アポステイーユによる手続きの簡易化

国境をまたいで書類を使用するためには、その書類が本物であることを証明する必要があります。かつて日中間では、外務省の認証を受けた上で、相手国の大使館・領事館の領事認証を取得するという重厚な二重の手続き（領事認証手続き）が要求されていました。

しかし、中国が「アポステイーユ条約」に加盟し、2023年11月7日から同条約が日中間で正式に発動したため、現在は大使館での長い領事認証を待つ必要はなくなり、日本側であれば外務省、中国側であれば現地の外交部が発行するアポステイーユを取得するだけで、書面の公的有効性が相互に認められるようになり、時間的なコストは一定程度短縮されました。

第5 トラブルを未然に防ぐための生前対策

日中間の国際相続は、被相続人が亡くなってから処理しようとすると、日中双方の弁護士や公証人を巻き込み、年単位の時間と多額の費用を要することとなります。

法的な紛争や手続きの膠着を防ぐためには、被相続人が生前に手を打っておく対策が不可欠です。

1 各国個別の遺言書の同時作成

日本の遺言書を上海や北京の銀行、不動産登記所に持ち込んでも、現地の担当者はそれをどのように解釈・検証してよいか分からず、受け入れを拒否されるか、検証のために途方もない書類の追加提出を求められます。最も確実な法的解決策は、「日本にある資産のための遺言書」と「中国にある資産のための遺言書」を、それぞれの国の法律と書式に則って個別に作成することです。

日本資産用：日本の公証役場で、日本の民法に基づき「公正証書遺言」を作成する。

その際には対象を「日本国内に所在する一切の財産」と限定しておく。

中国資産用：中国現地の公証処で、中国民法典に準拠した「公証遺言」等を作成する。

その際には対象を「中国国内に所在する一切の財産」とする。

このように管轄を分離させておくことで、万が一の際、日本国内の手続きを迅速に終わらせつつ、同時に中国の遺言書を使って現地の名義変更を並行して進めることが可能になり、互いの手続きが干渉して足を引

っ張り合うリスクを排除できます。

2 国内への資産移動

国際相続の実務において最も推奨されることの多い究極の対策が、生前に、中国国内にある資産をすべて売却・解約し、現金を日本へ送金して集約しておくことです。

中国の不動産を売却し、銀行口座を閉鎖して、資金を日本の銀行口座へ移転してしまえば、その瞬間に中国法が適用される不動産も中国現地で凍結される口座もなくなります。残ったのは日本国内の資産だけになるため、相続発生時には100%日本の民法と日本の戸籍制度だけでシンプルに完結させることができます。ただし、中国から日本への大口の海外送金には、中国の外貨管理局による厳格な外国為替管理規制（税務証

明の取得義務など）のハードルがあるため、この還流手続き自体にも十分な時間的余裕を見て計画的に実行する必要があります。

第6 結論

以上のように日中間の国際相続はそれほど容易なことではありません。生前になしうる対策はしておくとともに、万が一の場合には日中両国の法制度に精通した弁護士に相談されることがよいと思われます。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

- 1 行政不服申立法実施条例
- 2 反外国不当域外管轄条例
- 3 汚職賄賂刑事案件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）
- 4 国務院の産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する規定
- 5 小型個人情報取扱者に関する個人情報保護簡素化措置規定（意見募集稿）

1. 行政不服申立法実施条例

国務院は2026年5月8日に、『中華人民共和国行政不服申立法実施条例』を公布した。

同条例は全8章77条からなり、2026年7月1日から施行される。同条例では、行政不服申立機関が行政行為の合法性および妥当性について全面的な審査を行うことが明確にされ、行政不服申立を申請できる具体的な条件、申立人の資格および被申立人の認定、法的義務を履行しなかった場合の申立期限、政府情報の非公開など不服申立の前置が義務付けられる状況に関する細則が定められている。また、被申立人による自己是正、審理機関の行政不服申立委員会、上級審理、併合審理、調査・証拠収集、規範性文書の付随審査および不服申立決定の各制度を充実させるとともに、地方政府による不服申立作業の責任制度の構築も規定されている。

（国務院2026年5月8日公布、2026年7月1日施行）

2. 反外国不当域外管轄条例

国務院は2026年4月7日に、『中華人民共和国反外国不当域外管轄条例』を公布し、同日施行とした。

本条例は全20条から構成され、基本的に国家安全法、対外関係法、反外国制裁法等の上位法を根拠として、不当な外国の域外適用に対する識別・認定、対抗措置並びに関連事項を規定している。主な内容としては、まず外国による不当な域外管轄に対処するためのメカニズムを確立し、認定・識別基準、公告手続きおよび外国による不当な域外管轄措置を執行する又は執行に協力する組織・個人への執行禁止等が規定された。

次に、外国による不当な域外管轄に関連する措置の推進または実施に関与した外国の組織・個人に対しては、同組織・個人の「悪意あるエンティティ・リスト」への指定、ビザ発給・入国・資産凍結・取引提携の制限、輸出入および投資の制限、罰金等の一つ又は複数の対抗措置を執行できるものとされた。

また、特殊な事情により外国による不当な域外管轄措置を実施せざるを得ない又は対抗・制限措置を取られた制裁対象との間で禁止・制限された活動を行わざるを得ない場合の許可申請手続きも明確化されている。

さらに、調査の実施、面談、是正の命令を所管行政部門に授権するとともに、指導・サービス、そして対抗措置の拒否や執行禁止令への違反行為に対する処置についても規定されている。

損害賠償等法的責任の追及について、外国又は中国の組織・個人が外国による不当な域外管轄措置を実行又は実行に協力し、中国国民・組織の合法的な権益を侵害した場合、中国国民、組織は当該組織、個人に対して人民法院に提訴し、侵害差止め、損害賠償を求めることができるとされている。

（国務院2026年4月7日公布、同日施行）

3. 汚職賄賂刑事案件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）

最高人民法院及び最高人民検察院により、2026年4月10日に『汚職賄賂刑事案件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）』が公布され、同年5月1日に施行される。今回の司法解釈は、両機関が2016年に公布した汚職賄賂刑事案件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈の第二弾である。

2016年の司法解釈が施行されて以降、刑法修正案（十一）と刑法修正案（十二）が相次いで施行されており、特に刑法修正案（十二）において単位収賄罪、贈賄罪等の適用条件に修正がなされている。また過去10年間における実務の動向（例えば2022年の『最高人民検察院・公安部の公安機関が管轄する刑事事件の立案・追訴基準に関する規定（二）』等）や経験も積み上げられており、今回の司法解釈ではそれらを踏まえた修正が反映されている。主な内容は以下のとおりまとめている。

まず国の職員の汚職賄賂犯罪について、単位収賄罪、単位に対する贈賄罪、斡旋贈収賄罪、単位贈賄罪等の起訴基準（「金額が比較的に大きい」等の場合）や加重基準（「巨額に該当する」等の場合）が従来の金額基準より引き上げられている。

次に国の職員ではない者の汚職賄賂犯罪については、2016年の司法解釈で定められた国の職員の汚職賄賂犯罪の起訴基準の2倍に対応した起訴基準とされ、加重基準の5倍に対応した加重基準にした定めが撤廃され、今回の司法解釈によれば、対応する国の職員の汚職賄賂犯罪と同様な基準で行うものとされた。これにより、国

の職員でない者の汚職賄賂犯罪は国の職員の汚職賄賂犯罪と同様に厳罰化されたことが読み取れる。

上記に加えて、今回の司法解釈では、特定財物の真偽鑑定及び価格認定のルールを明確化し、将来の利益獲得を目的とした収賄金額の算定方法も細かく定めるとともに、犯罪者が不当に得た金品を積極的に返還する方向に行動するよう誘導しており、損害結果を軽減できるように、「収賄金を積極的に返還した」と認定される具体的情状・ルール（いわゆる「犯罪所得積極返還」）を定め、また、違法所得を確実に漏れなく没収できるようにするためのルール（いわゆる「犯罪所得の徹底追求」）を定めている。（最高人民法院、最高人民検察院2026年4月10日公布、2026年5月1日施行）

4. 国務院の産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する規定

国務院は、2026年3月31日、産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する規定(以下「本規定」という)を公布、施行させた。

本規定は、産業チェーン・サプライチェーンの安全に関して「国が全面的に統括し、各部門が連携し、地方政府が責任を負う」という業務メカニズムの確立を明確にし、国務院関係部門が制定する重要分野リストを動的に調整する仕組み、さらに情報共有、リスク監視・警報、予防および应急管理の各制度を構築としている。重要分野においては、現物の備蓄と能力の備蓄を実施可能とし、必要に応じて緊急調達、備蓄の動員、生産・輸送・供給の組織化などの措置を講じることができる。また、国内における違法な情報収集活動については法的に処理するとされている。

外国の国家、地域、国際組織および外国の組織・個人が国際法及び国際関係基本原則に違反し、産業・サプライチェーンに関して、差別的な制限措置を講じて、正常な取引を中断して中国の産業・サプライチェーンの安全性に実質的な損害や脅威をもたらした場合において、国務院関係部門は「産業チェーン・サプライチェーン安全調査」を実施し、輸出入・投資・取引・関連人員の入国・在留などの制限措置を取ることができ、かつ国内の組織および個人は、これらの関連措置を執行しなければならないと規定されている。更に中国において違法にサプライチェーンに関する情報収集活動を行うことも禁止した。日本企業を含む多くの企業が世界的なサプライチェーンの透明化の要請から中国由来の製品に関するサプライチェーンの調査を行う中であって、その活動の禁止の影響は少なからずあると考えられる。それに加えて、中国の

産業チェーン・サプライチェーンについて、中国政府による統括管理の強化も予想される。

現時点では本規定がどのように実施されるかは明確ではないが、外国企業等が中国の産業チェーン・サプライチェーンについて損害を与える行為があったと認定された場合、安全調査や対抗措置が実施される可能性があることから、本規定の運用状況に引き続き注目する必要があると考えられる。

(国務院2026年3月31日公布、同日施行)

5. 小型個人情報取扱者に関する個人情報保護簡素化措置規定（意見募集稿（意見募集稿））

国家インターネット情報弁公室は2026年4月3日、『小型個人情報取扱者に関する個人情報保護簡素化措置規定（意見募集稿）』に関してパブリックへの意見募集の通知を公布し、意見の提出期限を2026年5月3日までと定めた。

本意見募集稿は、「個人情報保護法」第62条の（二）に基づき作成されたものと思われる。まず「小型個人情報処理者」の定義は、「10万人未満の個人情報を取り扱う取扱者」としている。次に、小型個人情報処理者に関する簡素化版の取扱規則（通常の個人情報取扱規則の記載内容(個人情報保護法17条)より簡素なものとしてされている。具体的には、少なくとも1. 小規模個人情報取扱者の名称、2. 個人の権利行使を受理する人員及びその連絡方法、3. 個人情報の取扱目的、取扱方式及び取扱個人情報の種類並びに保存期間を記載することを求めている。）、統一的な規則、プラットフォーム規則による代替などの方法を通じて告知義務を履行できることを明確にしている。また、オフラインおよびオンラインでの情報収集、合併・分立による情報移転などの場面における簡素化された告知方法の利用も規定している。

本意見募集稿はさらに、センシティブ個人情報の取り扱い、個人の権利行使の受理、サービス停止後に情報を削除できない場合の報告ルートについても定めている。また少なくとも5年ごとに1回、簡素化されたコンプライアンス監査を実施すること、および簡易チェックリストに基づく影響評価を行い、最低限の保存期間を設定することも認められている。加えて、越境データ移転の免除類型、不処罰および処罰の軽減・減輕の条件についても細かく規定している。

(国家インターネット情報弁公室2026年4月3日公布、意見募集)

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには掲載されべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

上海からワールドメジャーへ

弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 竹田 昌史

PROFILE

先月末の4月29日に、毎年恒例の上海国際マラソン（以下「上海マラソン」といいます。）のエントリーが始まりました。エントリー期限は1か月後の5月29日までで、その後抽選を経て最終エントリー資格が決まります。今年は上海マラソンが「ワールドマラソンメジャーズ」に加盟するための重要な大会らしく、私も初めて申し込んだので少しご紹介したいと思います。

「ワールドマラソンメジャーズ」は、世界で最も有名で大規模な7つのマラソン大会（東京、ボストン、ロンドン、シドニー、ベルリン、シカゴ、ニューヨークシティマラソン）で構成されるコミュニティで、日本ではお馴染みの東京マラソンもその一つになります。全世界から選りすぐりの選手が参加し、しばしば世界記録も出る一方、市民ランナー枠もあり、私のような万年初心者ランナーも参加可能ですので、必然的に競争率も非常に高くなります。各大会共に参加人数は30000人以上の規模で、ランナーが走る環境、大会の運営など非常に厳しい基準で審査されます。

これに対し、上海マラソンは1997年から開催されており歴史は古く、ウィキペディアで見ると過去には日本人の優勝者もいたようですが、ひと昔前は、道路も十分整備されておらず、途中で食べ物を買に行くランナーもあり、競技大会というより上海市民のお祭りといった雰囲気でお世辞にも世界的なレベルの大会と言えるようなものではなかったようです。しかしながら、最近では中国人の健康ブ

ームも相まって上海市のいたるところでランニングを楽しむ人が増え、また中心部を流れる黄浦江という川沿いには片道20kmのランニング専用コースができています。更に上海マラソンも昨年の参加者は38000人と、「ワールドマラソンメジャーズ」の他の大会規模に並んできました。14億の人口を抱える中国では当然ながら想像を絶する競争率になるのですが、中国らしいのは、外国人と中国人では参加費用が雲泥の差なのですが、外国人の方は費用が高い分、ほぼ全員が抽選に当選しています。他方、最近では、私の周りの中国人の中で抽選に当選したという人は殆ど聞きません。参加人数を増やすことは中国の得意なところですが、国際的な大会とするためには少し工夫をしているように見えます。大会の走行コースは、上海随一の観光スポットである外灘をスタートして、川沿いに上海の風景に沿って進んだ後、上海市内のいくつかの観光スポットも通過するよう設定されており、ランと観光を一度に楽しめます。3月には上海市体育局から、上海マラソンが「ワールドマラソンメジャーズ」加盟のための第一評価を通過したとの報道もありました。私が抽選に当たる自信はありませんが、最近の上海マラソンの進化ぶりを見ると、来年への期待が高まるばかりです。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。